

# 介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の 25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 介護保険が将来にわたって持続可能な制度となるよう、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、保険運営の広域化について検討すること。

## 2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。
- (3) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援の在り方を検討すること。

## 3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備や介護従事者の確保について、財政措置を含む必要な対策を講じること。  
特に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金について、平成 25 年度以降も継続すること。
- (2) 市町村認知症施策総合推進事業を引き続き実施すること。
- (3) 介護保険施設の入所利用費を軽減すること。また、特別養護老人ホームのユニ

ット型個室について、適切な負担で利用できるよう対策を講じること。

#### 4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

#### 5. 要介護認定等について

要介護認定代行申請について、現在認められていない認知症対応型共同生活介護などの事業者にも拡大すること。

#### 6. 東日本大震災関係について

保険料や利用者負担の減免措置が被災地の被保険者の負担とならないよう、また、被災地の保険者の円滑かつ健全な制度運営が可能となるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。

#### 7. その他

- (1) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅まで適用範囲を拡大するなど、適切な措置を講じること。
- (2) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。